

【水産物供給基盤機能保全事業】

島根県

事業実施期間：平成22年度～令和14年度



西郷漁港（第3種）
令和8年度実施施設：指向岸壁B、港橋

宇龍漁港（第2種）
令和8年度実施施設：西船揚場

仁万漁港（第2種）
令和8年度実施施設：-4.0m航路

御津漁港（第2種）
令和8年度実施施設：東沖防波堤、-3.5m航路浚渫

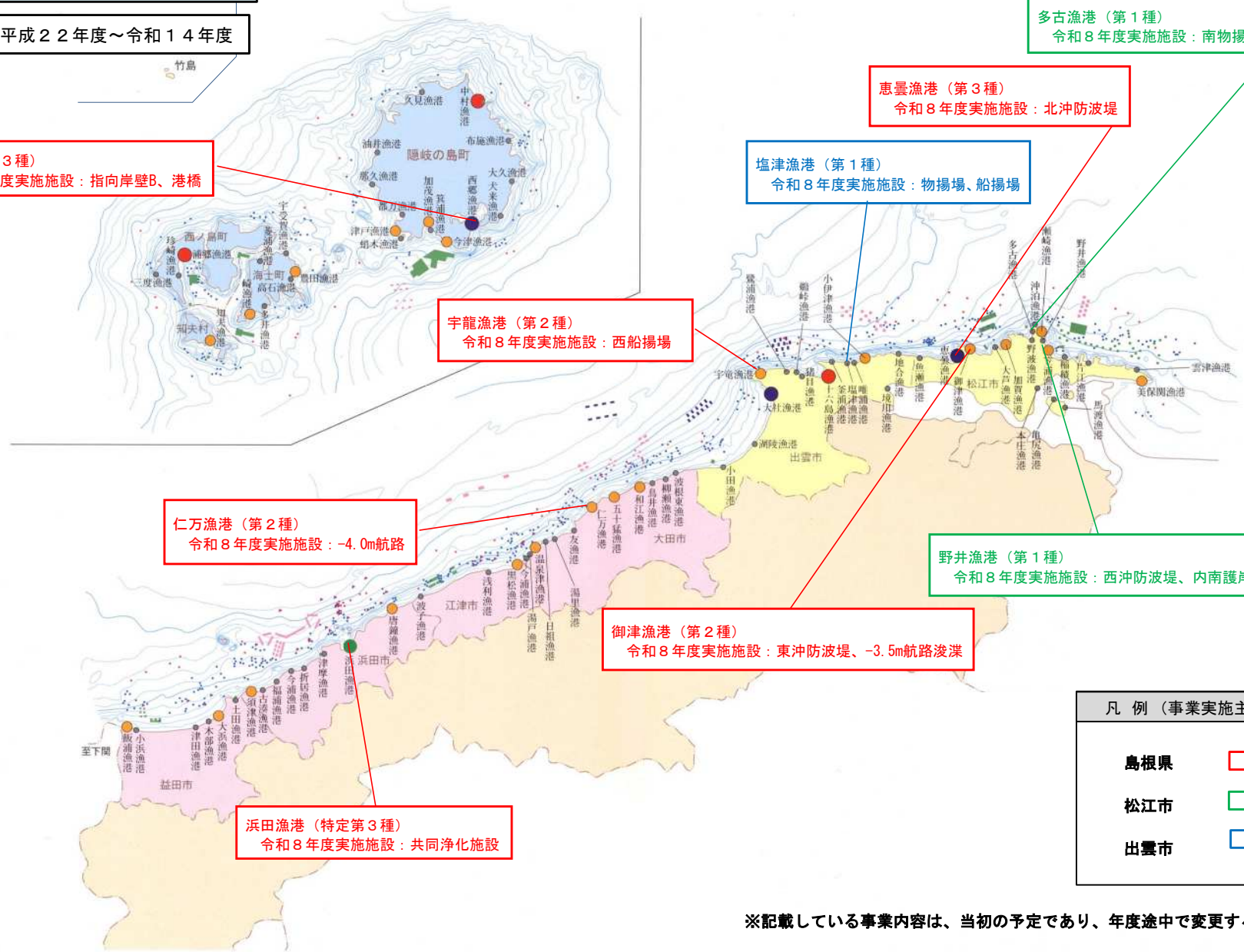
浜田漁港（特定第3種）
令和8年度実施施設：共同浄化施設

塩津漁港（第1種）
令和8年度実施施設：物揚場、船揚場

恵曇漁港（第3種）
令和8年度実施施設：北沖防波堤

多古漁港（第1種）
令和8年度実施施設：南物揚場

野井漁港（第1種）
令和8年度実施施設：西沖防波堤、内南護岸



凡例（事業実施主体）	
島根県	■
松江市	■
出雲市	■

※記載している事業内容は、当初の予定であり、年度途中で変更することもある。